

鳥取県農場認証普及推進事業費補助金交付要綱

平成29年3月28日付第201600182371号
最終改正 令和5年4月20日付第202300023984号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下、「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県農場認証普及推進事業費補助金(以下、「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、食品関連事業者に義務化されているHACCP(危害分析・必須管理点方式)の考え方に基づいた工程管理を、畜産物の供給元である畜産農場においても普及定着させ、農場運営および飼養衛生管理技術を向上させることにより畜産物の安全・安心を確保し、もって消費者の信頼向上およびブランド力強化によって畜産振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、下表第1欄に定める農場認証制度による認証等(以下「農場認証」という。)を受けるために必要な経費について、県内に農場を持つ生産者等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、下表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。ただし、他の補助金が活用できる場合は他の補助金を優先的に充当した上で、補助対象経費に補助率を乗じた額から他の補助金を減じた額を本補助金の上限とする。

1 農場認証	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 農場HACCP ※1 (2) JGAP※2	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費 (審査手数料、審査員旅費及び審査員ダウン タイム補償等、審査・認証機関が受審者に請 求する経費)	1/3以内

※1 農林水産省の定める「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証基準)」により審査されるもの。農場HACCP推進農場指定および農場HACCP認証農場認証を補助対象とする。

※2 一般財団法人日本GAP協会の定める「JGAP家畜・畜産物」により審査されるもの。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請等は、規則第17条第1項の報告と併せて補助事業を実施する年度の期間に行うこととする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請及び実績

報告にあたり、仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で申請及び報告することができる。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を越える場合は、様式第3号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その越える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び額の確定をすることができる。

（書類の経由）

第6条 第4条及び第7条に係る書類は、公益社団法人鳥取県畜産推進機構を経由して鳥取県農林水産部家畜防疫課へ提出するものとする。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取県農場認証普及推進事業実績報告書

1 事業の目的

食品関連事業者に義務化されているHACCP（危害分析・必須管理点方式）の考え方に基づいた工程管理を、畜産物の供給元である生産農場においても普及定着させ、農場運営および飼養衛生管理技術を向上させることにより畜産物の安全・安心を確保し、もって消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

2 事業の内容

(1) 申請者の住所及び氏名（名称）

ア 住所

イ 氏名（名称）

(2) 申請の種別、農場の住所及び名称等

種別※	申請農場の名称	申請農場の住所	申請手数料（円）
計			

※種別は該当する記号を下記から選択して記載すること。

- (ア) 農場HACCP推進農場の指定申請
- (イ) 農場HACCPまたはJGAP認証の初回審査の申請
- (ウ) 農場HACCPまたはJGAP認証の中間（維持）審査の申請
- (エ) 農場HACCPまたはJGAP認証の更新審査の申請

3 事業経費の配分

区分	補助事業に要した経費 (A+B)	負担区分		備考
		県費 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
「有」の場合、補助金名（ ）

5 事業完了（予定）年月日

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業

者)

7 添付書類

- (1) 農場HACCPまたはJGAP認証等申請書類の写しを添付すること。
- (2) 経費の証拠書類（請求書等）の写しを添付すること。
- (3) 他の補助金の活用の有無が「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）がわかる資料を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

年度鳥取県農場認証普及推進事業費収支精算書

収支精算

（1）収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（注）区分は内訳を記載すること。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住所
名称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取県農場認証普及推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県農場認証普及推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第3号別紙（第4条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳					

- (2) 課税売上割合 ○○%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

職 氏名

年度鳥取県農場認証普及推進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農場認証普及推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて額を確定したので規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

（担当 〇〇 電話 - - ）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 交付確定額

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県農場認証普及推進事業費補助金交付要綱（平成29年3月28日付第201600182371号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。